

第14回 木曾三川下流部船舶対策協議会

木曾三川下流部における不法係留船対策に
係る計画(第2次)(素案)

平成29年11月17日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

1. スケジュール
2. 前回の議事内容
3. 改定のポイント
4. 第2次計画での課題と対応策・方針

木曾三川下流部における不法係留船対策に係る計画(第2次) スケジュール

	平成29年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会 幹事会	6/16 幹事会		8/25 協議会			11/17 協議会			2月初旬 協議会	
第2次計画	骨子 作成		協議会 意見 照会	素案 作成		協議会 意見 照会	パブリック コメント	最終 調整	策定	

前回の議事内容

第13回船舶対策協議会での主な議事内容

- 不法係留船対策の経緯と現状の説明
 - ✓ これまで様々な対策を講じているものの、不法係留船の解消には至っていない
 - ✓ 重点的撤去区域として設定されている区域での対策が完了していない
- 第2次計画策定目的の認識共有
 - ✓ 第1次計画において判明した課題に対応した実効性のある計画が必要である
 - ✓ 不法係留船対策を地域の水域環境・安全度の向上のため施策の一環として、関係機関が連携して実施していく必要がある
- 課題整理と対応策（たたき台）の提示
 - ✓ 変形護岸における現状の管理上の課題について
 - ✓ 変形護岸外における不法係留船、及びプレジャーボート対策の課題について
- 協議会構成メンバーからの主な意見
 - ✓ 本協議会での決定事項については、役割を理解し、協力していきたい

第14回船舶対策協議会での主な協議内容

- 第2次計画(案)の意見照会
 - ✓ 第1次計画での課題とその対応策について
 - ✓ 各関係機関の実施事項・連携体制について
 - ✓ その他計画書に追記すべき事項等について

第2次計画での実施事項に関する主なポイント

- 第2次計画Ⅲ.1において、実施事項と関係機関の役割を明記し、以下の不法係留船対策を計画的かつ段階的に実施する。

計画における位置づけ	実施内容	主な実施機関
Ⅲ.2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策	重点的撤去区域における代執行の実施、及び当該区域の継続的監視	国・(市)・(警察)
Ⅲ.3.(1)係留許可船舶の適正な管理	係留許可船舶定義の明確化、及びナンバープレートの貼付 係留権利の譲渡や隻数追加に関する調査・指導・監視の徹底 出水時における避難計画の確実性の確保 一時的に係留を認めている変形護岸の計画的な是正指導	市・(国)
Ⅲ.3.(2)変形護岸の適正な維持管理	維持管理の占有者負担原則に従った適正な管理 変形護岸の整理・集約、および占用廃止の実施	市・(国)
Ⅲ.4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用	既存の恒久的係留・保管施設の活用、施設整備の検討や陸上保管の推進	市・県・(国)
Ⅲ.5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定	河川法施行令に基づく、船舶の放置禁止指定の全川適用	国・(警察)

改定のポイント

第1次計画 (H23. 6. 22策定)

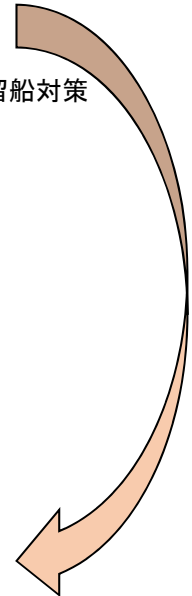
- I. 木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画検討の基本的考え方
 1. 不法係留船対策に係る計画策定の目的
 2. 不法係留船対策に係る計画策定の方法
 3. 係留船舶及び係留施設の取扱い
 - (1) 変形護岸許可係留対象船舶の取扱い
 - (2) 暫定係留施設(船頭平)に暫定許可係留している船舶の取扱い
 - (3) 許可施設以外に不法係留している生業船の取扱い
 - (4) 係留施設の取扱い
 4. 計画の対象区域
- II. 重点的撤去区域設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画
 1. 不法係留船の現状と問題点
 2. 重点的撤去区域設定の基本的な考え方
 3. 強制的な撤去措置の進め方
 4. 年次計画
(平成23～27年度 重点的撤去区域設定及び強制的な撤去措置)
- III. 係留・保管施設等に係る年次計画
 1. 係留施設の現状と問題点
 2. 年次計画(平成23～27年度)
 - (1) 変形護岸
 - (2) 暫定係留施設(船頭平防災棧橋)
 - (3) 出水時における避難場所の確保
 - (4) 生業船以外の船舶に係る新たな恒久的係留・保管施設等の整備について
- IV. その他
 1. 条例整備に向けた取り組み
 2. 関係者への広報啓発活動の取り組み
 3. 計画推進のための体制整備
 4. 年次計画の実効確保

改定のポイント

- 第1次計画策定の経緯
- 重点的撤去区域等の不法係留船対策の実施状況と課題
- 変形護岸への係留船舶の管理や施設の管理等の運用上の課題
- 民間マリーナ施設整備の頓挫によるプレジャーボート対策の課題
- 河川法施行令改正(H26.4)による放置艇対策の強化(禁止・罰則規定)
- 木曾三川の特性・水災害の頻発化・激甚化を踏まえた背景
- 「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画(H25.5)国土交通省・水産庁」の策定
- 関係機関の役割分担・PDCAサイクルに基づくフォローアップ
- 簡易代執行・行政代執行の重点実施
- 係留許可船舶定義の明確化・占有者による船舶番号管理の徹底・係留許可期間超過後の是正指導
- 占有者による施設の維持管理・変形護岸の活用方策の検討
- 意識啓発活動の推進
既存・新規係留施設の検討
- 河川法施行令に基づく「放置禁止指定」の適用
- 「計画的な不法係留船対策の促進について(H10.2)建設省河川局長通達」に則った計画

第2次計画 (H30. 3策定予定)

- I. 不法係留船対策における現状と課題
 1. 第1次計画の策定
 2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策
 3. 変形護岸の維持管理
 - (1) 係留許可船舶の管理
 - (2) 変形護岸の維持管理
 4. 恒久的係留・保管施設
 5. 河川法施行令の改正
- II. 不法係留船対策に係る基本的事項
 1. 目的
 2. 対象期間
 3. 対象区域
- III. 不法係留船対策に係る実施事項
 1. 全般的事項
 2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策
 3. 変形護岸の適正な維持管理
 - (1) 係留許可船舶の適正な管理
 - (2) 変形護岸の適正な維持管理
 4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用
 5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定
- IV. 不法係留船対策に係る年次計画
 1. 重点的撤去区域の設定状況
 2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画



第2次計画での課題と対応策・方針

現行の計画書での方針	現在の課題	対応策・方針(たたき台)	第2次計画
漁船(変形護岸)			
<ul style="list-style-type: none"> 変形護岸は生業船であっても整理・集約していく。 船舶が存在しない変形護岸は占用廃止する。P4. 3(4)、P8. 2(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 変形護岸の整理・集約に向けた協議は行われていない。 生業船に配慮した占用許可が変形護岸以外に与えられている。 利用されていない変形護岸が存在する(特に長良川右岸)。 現在は係留船を所有せず、権利の保持のみを主張する漁業者が存在する(特に長良川左岸)。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒変形護岸の整理・集約 ⇒占用許可基準の明確化 ⇒占用廃止の適時実施 	I. 3⇒Ⅲ.3
<ul style="list-style-type: none"> 変形護岸に係留できる船舶は、管理が徹底できる生業の用に供する船舶とする。P3. 3(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生業船の定義が曖昧で、プレジャーボートと区別できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒係留許可船舶定義の厳密化 	I. 3⇒Ⅲ.3
<ul style="list-style-type: none"> 占有者は不法係留船の排除等、適切な管理運営を行うこととする。P8. 2(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 占有者の調査結果が、実際の係留船舶数と一致しておらず、また許可のない船舶が係留されている。 管理が及んでいない変形護岸(加路戸等)が存在する。 土砂堆積等で利用できない変形護岸(鎌ヶ地等)が存在する。 維持管理費用の捻出方法、負担先が定まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒占有者による適切な管理の徹底(占用許可書に、係留船舶の実態把握の徹底、新規係留・権利譲渡の禁止等の記載の義務化) ⇒利用者負担を考慮した利用規約の策定、利用規約に基づく維持浸漬の実施 	I. 3⇒Ⅲ.3
<ul style="list-style-type: none"> 船舶所有者は出水時における避難場所を確実に確保する。P4. 3(4)ウ 	<ul style="list-style-type: none"> 避難基準が高水敷の冠水する氾濫注意水位等とされており、現実的に退避させることが困難と考えられ、また、具体的な避難方法・場所が明記されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒管理計画書における出水時の避難の基準・方法・場所の具体的な記載の義務化 	I. 3⇒Ⅲ.3
	<ul style="list-style-type: none"> 放置艇発生を予防する具体的な方策が未実施である。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒変形護岸係留登録を抹消する場合の所有船舶の廃船処理・動向把握の義務化 	I. 3⇒Ⅲ.3
許可なし漁船(変形護岸外)			
<ul style="list-style-type: none"> 占有者から変形護岸への係留許可を得たのちに係留することは可能である。P4. 3(3)、P6. 4 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業の利便性のために、河川管理者が提示する空きのある変形護岸への移動勧告が拒まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒代執行の適時実施 ⇒放置禁止指定の実施 ⇒重点的撤去区域の拡張 	I. 2⇒Ⅲ.2 I. 5⇒Ⅲ.5
<ul style="list-style-type: none"> 重点的撤去区域の設定・拡充、及び代執行を実施する。P7. 4、P6. 3 	<ul style="list-style-type: none"> 既重点的撤去区域での対策が未解消である。 変形護岸の係留許可を得ながら、変形護岸外に係留している船舶が存在する(特に揖斐川上流)。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒既存施設(変形護岸、漁港)の活用 ⇒民間活力の利用、新たな係留施設の構築 	I. 4⇒Ⅲ.4
<ul style="list-style-type: none"> 自助努力により係留場所を確保する。P4. 3(3)、P9. 2(2) 	<ul style="list-style-type: none"> 係留場所が部分的に不足している(特に揖斐川上流)。 		
プレジャーボート			
<ul style="list-style-type: none"> 暫定係留施設については、権利譲渡や隻数の追加は認めない。P8. 2(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 揖斐川の暫定係留施設(7.2k右岸 上之輪新田等)の解消に至っていない。また、権利譲渡も一部で確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒暫定係留施設については、期限超過における強制的な措置の執行 	I. 3⇒Ⅲ.3
<ul style="list-style-type: none"> 重点的撤去区域の設定・拡充、及び代執行を実施する。P7. 4、P6. 3 	<ul style="list-style-type: none"> 現在設定している重点的撤去区域内の不法係留船が未解消である(油島地先・船頭平開門木曾川水路及び西川地先)。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒代執行や放置禁止指定、重点的撤去区域の拡張 ⇒自宅等陸上保管の推進 ⇒既存施設(マリナー等)の活用・誘導 	I. 2.5⇒Ⅲ.2.5 I. 2⇒Ⅲ.4
<ul style="list-style-type: none"> 占用廃止とした変形護岸については、新たに水面利用のための離発着場所として占用は可能とする。P4. 3(4)ア 	<ul style="list-style-type: none"> 変形護岸の利活用はしていないが、実態上、水上バイク離発着場所となっている箇所が存在する(特に長良川右岸)。 民間マリナー施設整備の予定は立っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒変形護岸の利用規制の実施 ⇒水上バイクの利用実態の把握 	I. 3⇒Ⅲ.3
<ul style="list-style-type: none"> 自助努力によりマリナー等へ移動する。 民間活力等を活用する。P8. 2(1)、P9. 2(4) 	<ul style="list-style-type: none"> 接続する他水域との協議・連携が不足している。 H25「PBの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画書」が策定され、放置艇ゼロに向けた数値目標が設定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒他水域管理者(港湾、県、マリナー管理者)との連携・施設の共有 ⇒係留施設設置を伴う事業スキームの検討 	I. 4⇒Ⅲ.4
計画の実効性を確保するための方策			
<ul style="list-style-type: none"> 計画推進のための体制整備(各水域管理者、自治体、警察機関、利用者、事業者が協議会を通して連携)P9. 3、P10. 4 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者のみが主に取り組んでいる。 複数市町村にまたがる調整が必要であり、対策の足並みがそろわない(船頭平開門木曾川水路及び西川地先)。 計画に基づく各取り組みのフォローアップができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒各関係機関がそれぞれ取り組むべき事項の調整 ⇒自治体(占有者)の責務の厳密化 ⇒PDCAサイクルに基づくフォローアップの実施 	Ⅲ.1
<ul style="list-style-type: none"> 広報啓発活動の取組(各水域管理者、地方公共団体と連携した幅広い啓発活動の実施)P9. 2 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な方策が未検討である。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒各種広報ツールによる実施 ⇒一般市民に対する不法係留船対策の意義・目的等の周知 	Ⅲ.1
<ul style="list-style-type: none"> 条例整備に向けた取組(地方自治体への条例策定の要求)P9. 1 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な方策が未検討である。 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例の策定 	Ⅲ.4

※P～は既計画の頁等

※章番号

木曾三川下流部における
不法係留船対策に係る計画（第2次）

平成29年 月 日

国土交通省中部地方整備局
木曾三川下流部船舶対策協議会

目 次

I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 第1次計画の策定
2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策
3. 変形護岸の維持管理
4. 恒久的係留・保管施設
5. 河川法施行令の改正

II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的
2. 対象期間
3. 対象区域

III. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項
2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策
3. 変形護岸の適正な維持管理
4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用
5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定状況
2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 第1次計画の策定

河川区域内の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障(写真1参照)のほか、油漏れによる水質事故の発生、一般公衆の自由使用の妨げ、景観の阻害等さまざまな面で河川管理上の支障を引き起こしていた。



係留杭の設置による護岸損傷



出水による船舶の転覆

写真1 治水上の支障

河川管理者としては、撤去指導をはじめとする強制的撤去措置等の対策(写真2参照)を鋭意講じてきたが、不法係留船の数が多く、また係留場所も多数散在しているため、全ての不法係留船を同時に強制的な撤去措置を実施することが困難であることから、実効性ある対策を計画的かつ段階的に講ずる必要があった。



写真2 強制的撤去措置の状況

そのため、「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日 建設省河川局長通達）に基づき、学識経験者、河川管理者、地方公共団体、警察機関等からなる、木曾三川下流部船舶対策協議会（以下、「協議会」という。）を平成20年2月に設置した。

その上で、木曾川水系河川整備計画や水面利用ルール等と整合を図り、木曾三川下流部の水面利用の経緯及び現状を踏まえた、自然環境と調和の取れた安全で快適な河川利用の推進を図るために、平成23～27年度までを対象期間とした「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書」（以下、「第1次計画」という。）を、協議会の意見を聴きつつ平成23年6月に策定した。（図1）

しかしながら、第1次計画に定められた対象期間が過ぎた現在でも、強制的な撤去措置等の対策は未だ完了しておらず、同計画の見直しが急務となっている。

2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策

これまでに、ケレップ水制群、船頭平木曾川水路及び西川地先、油島地先を重点的撤去区域に設定し、ケレップ水制群での強制的撤去措置、暫定係留施設である船頭平の防災船着場の是正措置等により、これまで約 100 隻の不法係留船撤去を行い、対象船舶数の削減に努めてきたが、残念ながら、未だ全面的な解消には至っていない（図 1、表 1、図 2、表 2、図 3 参照）。

現在、不法係留船が存置されている例としては、漁業活動の利便性確保を理由に、変形護岸への移動勧告が拒まれている例や、変形護岸の係留許可を得ながら変形護岸外に係留されている例などがある。

また、第 1 次計画の策定主体は河川管理者であるが、複数県市町村にまたがる木曾三川下流部においては、各自治体をはじめとする関係機関と連携・協力した対策を実施しなければ、例えば、自主的撤去に関して、異なる自治体に存する重点撤去区域間の移動に留まってしまうことがあるなど、抜本的な不法係留船対策としては不十分となる恐れがある。

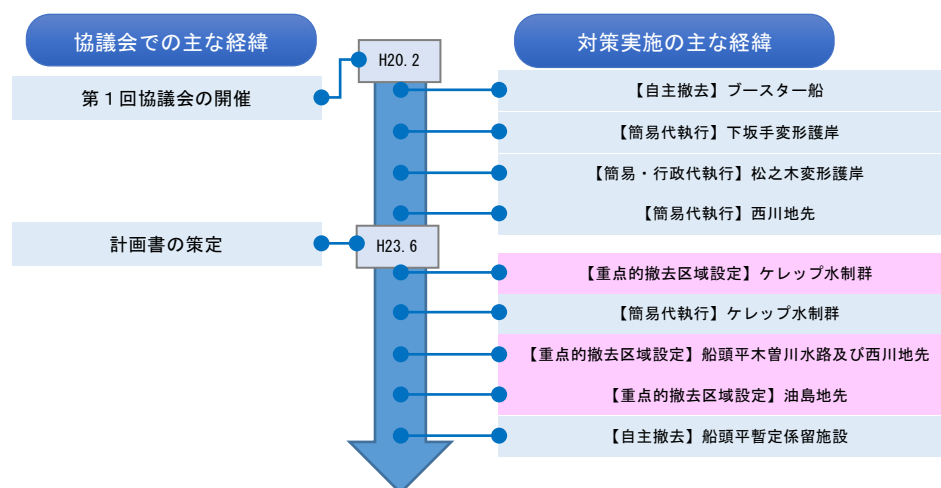


図 1 これまでの対策の経緯

表 1 不法係留船対策と撤去船舶数

実施日	不法係留船対策	対象船舶	隻数
H21.8.10	自主撤去終了	ブースター船	1
H22.3.9～15	簡易代執行	下坂手変形護岸 係留船舶	32
H22.12.7	簡易代執行	松之木変形護岸 係留船舶	9
H22.12.8	行政代執行	松之木変形護岸 係留船舶	7
H23.1.19～20	簡易代執行	西川地先 係留船舶	12
H23.12.7	簡易代執行①	ケレップ水制群内 係留船舶	3
H24.2.1	簡易代執行②	ケレップ水制群内 係留船舶	1
H27.6.4	是正完了	船頭平暫定係留施設 係留船舶	32

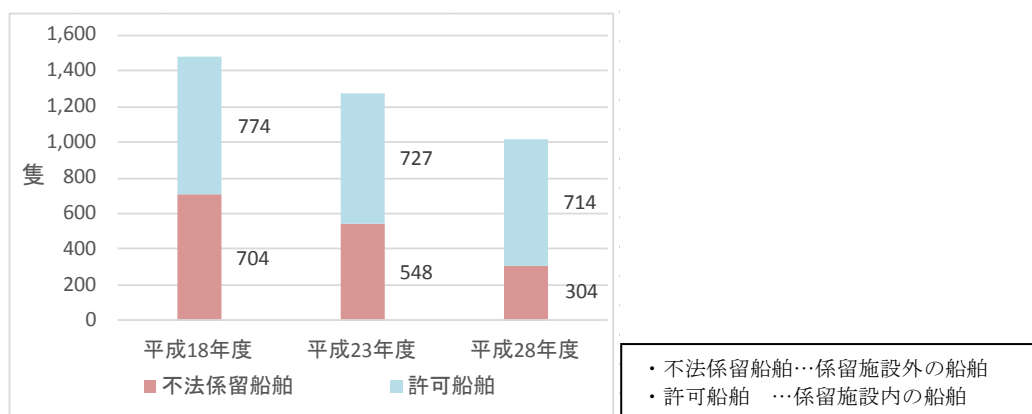


図 2 不法係留船舶数の推移

表 2 不法係留船舶数

区 間				船舶数			
				漁船番号あり	船舶番号有り	番号なし	合計
木曽川	右岸	桑名市	0.0k~11.6k	14	6	9	29
		内、重点的撤去区域内		7	0	1	8
		愛西市	11.6k~19.0k	17	4	7	28
		内、重点的撤去区域内		17	4	6	27
	左岸	海津市	19.0k~24.2k	0	0	0	0
		桑名市	-2.0k~0.4k	0	0	0	0
		木曽岬町	0.4k~8.0k	0	0	2	2
		弥富市	8.0k~10.0k	0	0	0	0
	愛西市	10.0k~22.8k	0	4	10	14	
小 計				31	14	28	73
長良川	右岸	桑名市	5.4k~12.4k	1	0	10	11
		海津市	12.4k~25.6k	1	0	5	6
		羽島市	25.6k~30.2k	2	0	0	2
	左岸	桑名市	2.8k~11.8k	0	1	4	5
		愛西市	11.8k~18.8k	0	1	9	10
		海津市	18.8k~24.4k	0	0	0	0
小 計				4	2	28	34
揖斐川	右岸	桑名市	-0.6k~16.6k	1	6	44	51
		海津市	16.6~24.8k	13	4	29	46
	左岸	桑名市	-1.0k~12.6k	1	0	0	1
		海津市	12.6k~26.6k	15	22	50	87
		内、重点的撤去区域内		7	21	26	54
小 計				30	32	123	185
多度川	右岸	桑名市	0.2k~2.0k	0	0	2	2
	左岸	桑名市	0.2k~2.0k	1	1	8	10
小 計				1	1	10	12
合 計				66	49	189	304

※平成 28 年 8 月時点



※平成 28 年 8 月時点

図 3 不法係留船の分布状況

3. 変形護岸の維持管理

(1) 係留許可船舶の管理

第1次計画で示した生業船の定義が曖昧であるため、プレジャーボートとの明確な区別ができていない(図4参照)。そのため、現状では係留許可船舶の定義に合致しているのか不明確な許可船舶や許可のない船舶が存在している。また、漁業従事者の減少や船舶の老朽化等により、現在は係留船を所有していないが、係留する権利のみを保持し続けたいという漁業従事者が存在している。これらにより、占有者が、係留船舶数や変形護岸の空き数等を適正に把握できていない等、係留許可船舶の管理が及んでいない変形護岸も存在している。あわせて、河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めている変形護岸においては、係留期間を超えても船舶の移動が十分になされていない(写真4参照)とともに、船舶の権利譲渡等の状況が占有者において十分に把握されていない。このような状況であるため、変形護岸の整理集約や占有廃止が進んでいない。

さらに、洪水等の際の係留船舶の避難基準は、はん濫注意水位等とされているが、現実的に退避させることが困難と考えられるような避難計画や、具体的な避難方法・場所が係留施設の維持管理計画書に明記されていない等、洪水時等における十分な安全対策が確保されていない。

(ア) 漁船

水産業協同組合法第2条第1項における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録(漁船法第10条第1項)済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録(小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項)済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの。

図4 第1次計画における変形護岸係留許可船舶についての記載



写真3 変形護岸の施設状況



写真4 一時的に係留を認めている施設状況

(2) 変形護岸の維持管理

土砂堆積や樹林化の影響で船舶の係留が困難な変形護岸について、維持管理費の負担に関するルールが決まっていないため、係留許可を得ている利用者が、変形護岸外に係留し、不法係留船として取り扱われている場合がある(写真 5 参照)。また、揖斐川中流部においては、不法係留船が多数存在しているとともに、係留施設の収容能力そのものも不足している。



土砂堆積した変形護岸



樹林化した変形護岸

写真 5 変形護岸の状況

漁業従事者の減少等により船舶利用の減少が顕著な変形護岸(特に長良川)においては、水上バイク等の離発着場所となっている箇所もあり、占用目的以外の利用形態となっている(写真 6 参照)。

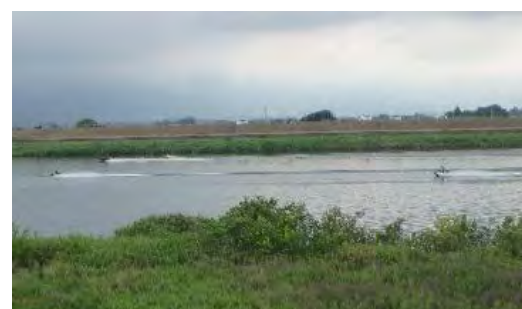


写真 6 水上バイク利用者による水面利用の状況(長良川)

4. 恒久的係留・保管施設

木曽三川下流部には、プレジャーボートの不法係留船も多数存在しているが、河川管理者や民間活力による新たな恒久的係留・保管施設については、予算等の制約により、具体的な整備予定が立たない状況にある。

また、他水域管理者との連携や情報交換が十分に図られておらず、既存施設の活用に向けた取り組みが効果的に実施されていない(写真 7 参照)。



写真 7 不法係留船（プレジャーボート）の例

5. 河川法施行令の改正

10年間で放置艇をゼロ隻とすることを目標にした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(H25.5：国土交通省・水産庁)の策定を受け、河川区域における放置艇の撤去を一層強化するため、河川法施行令が平成26年4月に施行された。

改正内容としては、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象とするものである。他の河川においては、同施行令に基づいて「船舶」を指定し、放置艇対策を強化している例も見られるが、木曽三川下流部においては、未だその対応がなされていない。

II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的

木曾三川は、流域面積が約 9,100km²と非常に広いことから、特に下流部においては洪水時、河川水位の高い状態が長時間継続する傾向があるとともに、伊勢湾の湾奥部に位置していることから、高潮による影響が大きい地形特性を有している。さらに堤内地は、我が国最大の海拔ゼロメートル地帯を有する濃尾平野が広がっていることから、洪水や高潮により氾濫が生じた場合には、広範囲かつ長期にわたる浸水被害が懸念されている。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書統合報告書においては、地球温暖化について疑う余地はないことが示されており、温暖化が進行すると、当該地域も、今後さらに洪水や高潮による浸水被害の頻発化・激甚化が懸念されている。

あわせて、今後 30 年以内に M8～9 クラスの大規模地震が南海トラフで発生する確率が 70% 程度と想定されている中、地震に伴う津波によって流出した船舶が河川堤防を乗り越え、堤内地の家屋等を破壊した東日本大震災のような被災事例が、当該地域でも発生する可能性がある。



出典：国土交通省 北上川下流河川事務所 提供

写真 8 東日本大震災での被災事例

従って、洪水時の流下阻害、洪水・高潮・津波による船舶流出による河川管理施設や家屋等への被害、燃料の漏出による水質汚濁、景観の阻害、一般公衆の自由使用の妨げ等、様々な面で河川管理上の支障を引き起こす要因となっている不法係留船について、第 1 次計画に引き続き、関係機関と連携・協力しつつ、効果的な対策を実施するものとする。

具体的な対策については、「木曾川水系河川整備計画(H20.3策定)」、平成 34 年度までに放置艇ゼロを達成することを目標とした「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画(H25.5策定)」及び放置艇に関する禁止・罰則規定を設けた「河川法施行令(H26.4施行)」等を踏まえつつ、計画的かつ段階的に不法係留船対策を実施する。

なお、本計画の内容については、対策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、対象期間内であっても、必要に応じ見直しを行う。

2. 対象期間

対象期間は、平成 30 年度から 34 年度までの 5 カ年間とする。

3. 対象区域

対象区域は木曽川、長良川及び揖斐川の木曽三川下流部（木曽川下流河川事務所管内）とする。

河川名	区域	河川名	区域	河川名	区域
木曽川	左岸 22.8kから-1.8kまで	揖斐川	左岸 26.8kから-1.0kまで	肱江川	左岸 2.0kから0.0kまで
	右岸 24.4kから0.0kまで		右岸 24.8kから-0.6kまで		右岸 2.0kから0.0kまで
長良川	左岸 24.4kから4.0kまで	多度川	左岸 2.0kから0.0kまで		
	右岸 30.2kから4.0kまで		右岸 2.0kから0.0kまで		

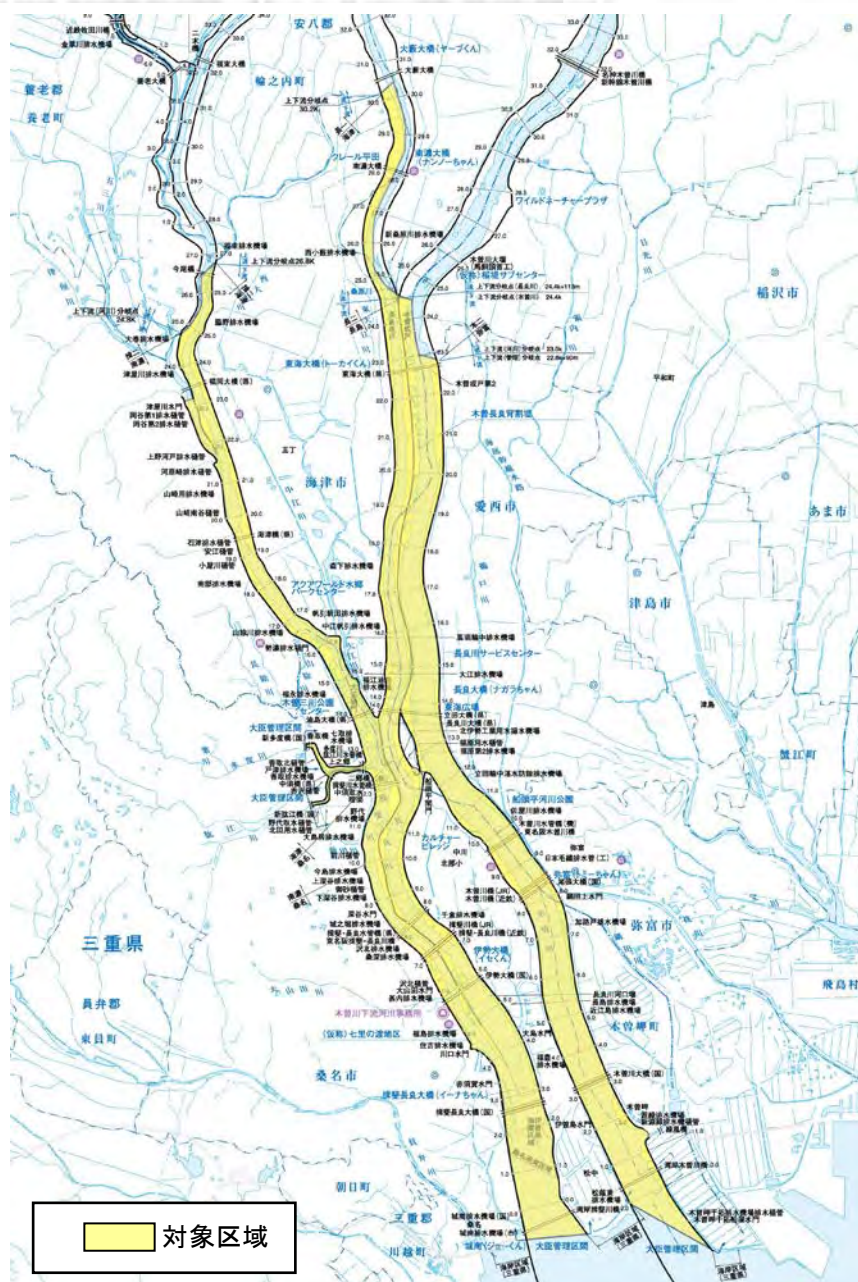


図 5 対象区域

III. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項

IIに示した基本的事項を踏まえ、具体的な実施事項を図6に示す。

なお、各実施項目については、協議会の場を活用しつつ、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行うものとする。

また、不法係留船対策の意義や必要性等について地域住民のさらなる理解向上を図るために、インターネット等を活用した広報活動にも積極的に取り組む。

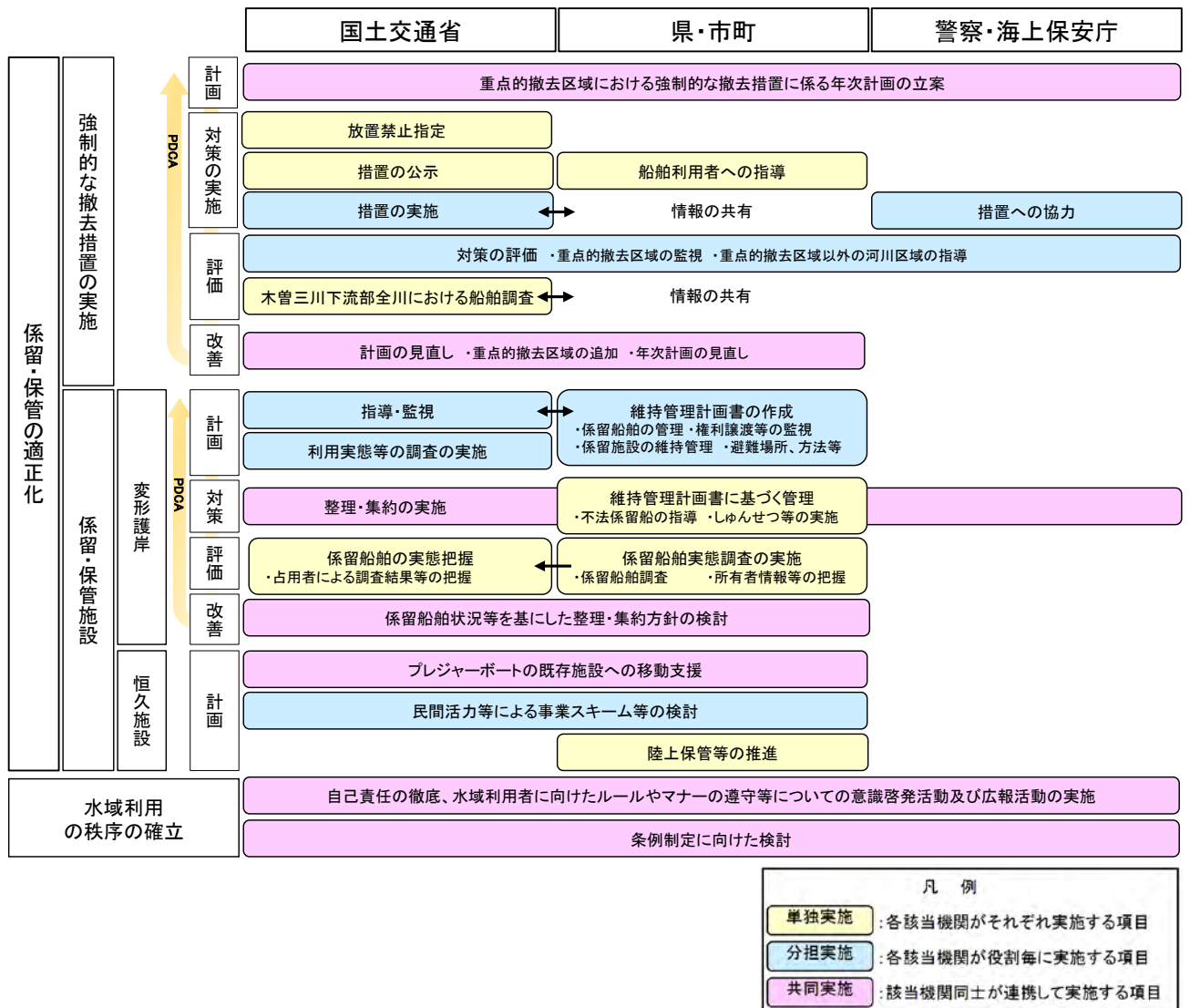


図6 実施事項の概要

2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

IVに定める計画に基づき、法第77条の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である法第75条に基づく監督処分、簡易代執行及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行を、関係機関と調整の上、重点的に実施する（図7、写真9参照）。

また、代執行後においても、重点的撤去区域について継続的に監視を行う。

最終的には、重点的撤去区域を木曾三川下流部全体に設定することを念頭におきつつ、不法係留船対策を適正に実施するため、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から、順次設定する（写真10参照）。重点的撤去区域以外の河川区域については、法第77条の規定に基づく河川監理員の指示を含めて適切な指導を行うものとする。

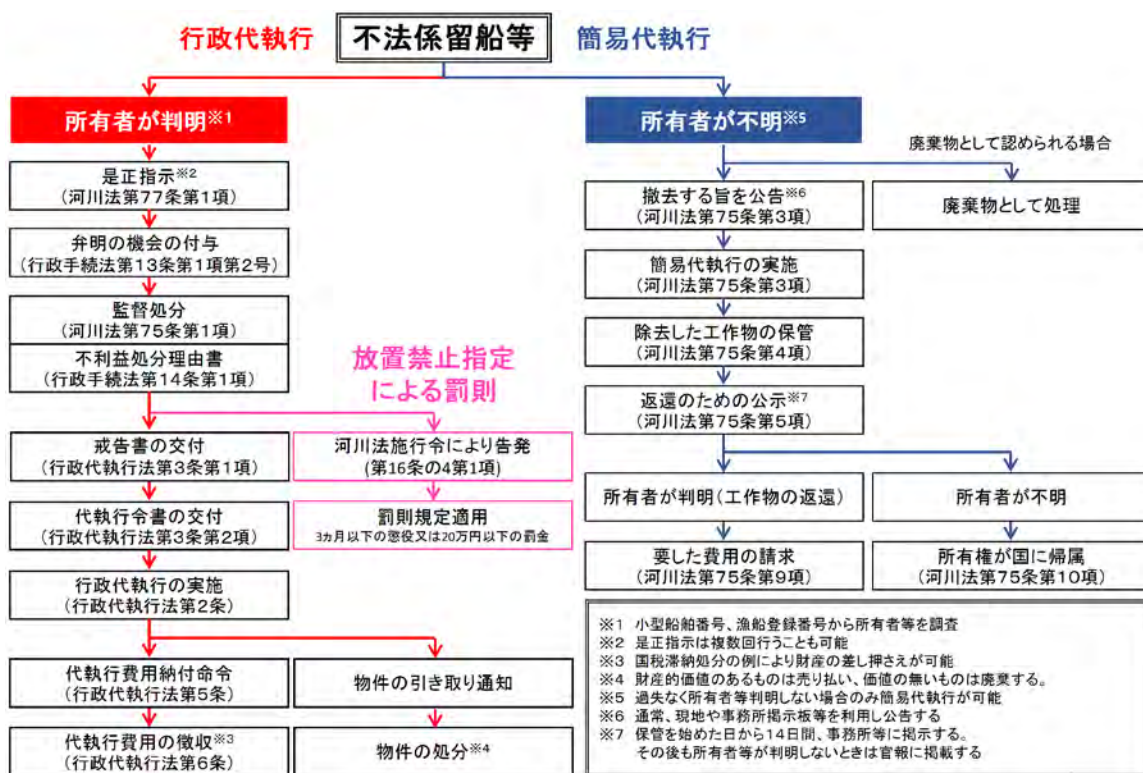


図7 行政代執行・簡易代執行、放置禁止指定による罰則適用の流れ



平成 22 年 下坂手変形護岸



平成 23 年 西川地先

写真 9 代執行の実施



海津市海津町油島地先



桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路

写真 10 重点的撤去区域の船舶係留状況

3. 変形護岸の適正な維持管理

(1) 係留許可船舶の適正な管理

木曾三川下流部における変形護岸に許可係留できる船舶は、船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点から、下記（ア）（イ）に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。船舶管理を実施するために、占有者は連続した番号を船舶に割り振ったナンバープレートの船外への貼付を義務づけ、不明確な船舶の係留をなくし、所有者等を確実に把握する。なお、一定期間の利用実態がない船舶は、係留許可を取り消すものとする。

また、占有者及び河川管理者は、変形護岸における係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視するとともに、変形護岸に許可係留している船舶の所有者は、出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。

基本的には、不法係留船の所有者は、自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、生業船であって下記（ア）（イ）に合致し、「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」は、整理集約後の変形護岸に占有者の係留許可を得たのちに係留することは可能とする(表 3 参照)。

表 3 変形護岸の収容能力

区間		関係市町	変形護岸の箇所数	収容能力(隻)	利用数(隻)	空き(隻)	
木曾川	右岸	0.0k~11.6k	桑名市	1	27	22	5
		19.0k~24.4k	海津市・羽島市	1	10	10	0
	左岸	0.4k~8.0k	木曾岬町	1	46	36	10
		10.0k~22.8k	愛西市	5	120	90	30
長良川	右岸	12.4k~25.6k	海津市	10	90	10	80
	左岸	2.8k~11.8k	桑名市	11	291	196	95
揖斐川	右岸	-0.6k~16.6k	桑名市	5	263	249	14
	左岸	12.6k~26.8k	海津市	1	11	11	0

※平成 29 年 1 月時点

また、河川工事の支障となった船舶の係留を一時的に認めている変形護岸(上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷)においては、係留期間を超えても船舶の移動が十分になされていないため、占有者は計画的に是正指導を行い、平成 34 年度までに移動を完了するものとする。

(ア) 漁船

水産業協同組合法第2条における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録（漁船法第10条第1項）済みのもの。漁船登録に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの（写真11参照）。



十日外面変形護岸



後江変形護岸

写真 11 漁船

(イ) 漁船以外の生業船

関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。

- ・ 【遊漁船】

遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項にいう船舶で同法第3条第1項による登録を受けた遊漁船業に供するもの。

- ・ 【定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船】

海上運送法第3条第1項にいう海上運送事業及び内航海運業法第2条にいう内航運送であって係る法律の許可、届出及び登録を受けた業に供するもの。

- ・ 【起重機・作業船等の特殊船】

河川工事や警戒業務に従事するもの。

(2) 変形護岸の適正な維持管理

しゅんせつや樹木伐開等の変形護岸内の維持管理は、占有者または利用者により行うものとし、具体的な内容については維持管理計画書に記載するものとする。なお、維持管理に係る費用は、原則、占有者または利用者において負担するものとする。

係留船舶が減少している変形護岸については整理・集約した後、係留船舶が存在しない変形護岸は占有廃止し、必要に応じて締め切り等を実施する(写真 12 参照)。なお、占有廃止した変形護岸については、新たな水面利用のための占有は原則行わないが、占有者の適正な管理が確実に実施される場合においてのみ、新たな占有のための協議に応じるものとする。

また、当初の占有目的以外の利用形態となっている変形護岸については、利用実態や利用ニーズ等の調査を行った上で、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方策を検討する。



写真 12 変形護岸の締め切り(下坂手)

4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

水域利用の秩序の確立や船舶の係留・保管の適正化を図るためには、まずは、船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、河川管理者、地方自治体、水域管理者等の関係者の責務・役割を明確にしつつ、水域利用のルールやマナーの遵守等について、船舶所有者の意識啓発活動を行っていく。

それを踏まえた上で、マリーナや漁港等の既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で常に共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する(写真 13 参照)。

また、新たな恒久的係留・保管施設の整備については、上記関係者に加え、民間、第三セクター等、様々な主体による整備手法が考えられることから、施設整備の必要性を整理した上で、整備主体別の事業スキーム等の基本的な検討を行う。

なお、水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自宅等陸上での保管も視野に入れた適正な係留・保管に関する秩序確立等を目的とした条例の制定を検討する。



写真 13 MPA

5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

放置艇対策の実効性の確保又は放置等の再発防止若しくは予防を図ることを目的として、関係機関と調整しつつ、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」を、木曾三川下流部全川を対象に禁止し、禁止行為を実施したのものには罰則を適用するために、河川法施行令に基づく放置禁止指定を平成 30 年度中に行い、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」(H25.5:国土交通省・水産庁)の目標年次である平成 34 年度までに放置艇ゼロを目指す。

IV. 不法係留船対策に係る年次計画

「計画的な不法係留船対策の促進について」（平成10年2月12日建設省河川局長通達）に基づく計画を以下のように定める。

計画については、協議会において進捗状況や課題を確認し、関係機関と連携を図りながら実施及びフォローアップを行う。

1. 重点的撤去区域の設定状況

重点的撤去区域を、洪水・津波・高潮による災害発生時の河川管理施設への被害防止、舟運利用の保全、河川環境の保全等の観点から設定している。

第1次計画で設定した以下の区域を、引き続き重点的撤去区域とする。

- ①平成26年4月14日公示 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）
（揖斐川左岸13.6k付近から14.6k付近）
 - ・ 治水神社等の歴史的建造物や、国の史跡である千本松原が隣接した良好な水辺空間であり、景観の阻害や一般公衆の自由な水辺利用の妨げとなっている。
- ②平成24年4月11日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路
（木曾川右岸10.4k付近から12.6k付近）
 - ・ 木曾川水路は重要文化財である船頭平閘門の接続水路であり、洪水時の船舶流出による施設への損傷が懸念される。
 - ・ 木曾川水路における航路の阻害となっている。
 - ・ 西川地先は洪水時の水衝部にあたるため、船舶の流下が懸念される。
- ③平成23年6月22日公示 ケレップ水制群（木曾川右岸14.0kから24.4k付近）
 - ・ 洪水時の船舶流出によるケレップ水制群（土木遺産）への損傷が懸念される。
 - ・ ケレップ水制間に形成された良好なワンド環境の悪化が懸念される。



図 8 重点的撤去区域の位置図

2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

強制的な撤去措置実施年度は、不法係留実態、措置の周知及び準備期間等を鑑み下記のとおりとする。

- ① 平成 30～34 年度 海津市海津町油島地先（治水神社から大江樋門付近）
（揖斐川左岸 13.6k 付近から 14.6k 付近） 船舶数約 50 隻
- ② 平成 30～34 年度 桑名市長島町西川地先から船頭平開門木曾川水路
（木曾川右岸 10.4k 付近から 12.6k 付近） 船舶数約 35 隻

平成 29 年 月 日策定

第14回 木曾三川下流部船舶対策協議会

不法係留船対策の具体的な取り組み

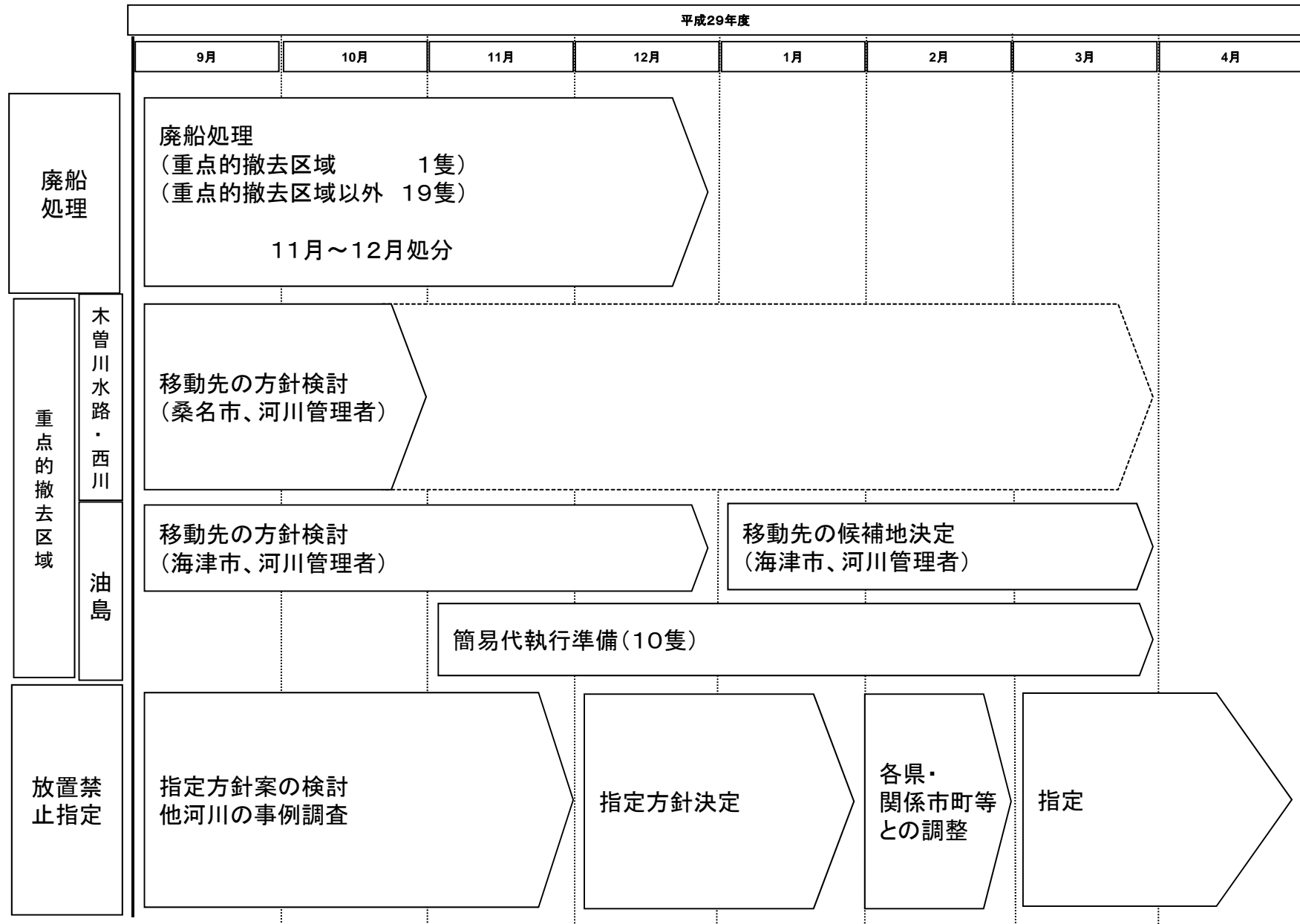
平成29年11月17日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

1. 不法係留船対策スケジュール
2. 廃船処理
3. 重点的撤去区域における対策
4. 放置禁止指定

1. 不法係留船対策スケジュール



※2月初旬協議会

2. 廃船処理

○所有者不明船に対して警告看板を昨年12月に設置済み

○重点的撤去区域において4隻の廃船調査を8月に実施(木曾川水路2隻、油島2隻)

うち3隻 自主撤去済み(長島1、海津1、2)
うち1隻 11月～12月処分予定(長島2)

※以上により重点的撤去区域の廃船処理については終了します。

○重点的撤去区域以外において19隻の廃船調査を10月に実施済み
(桑名市16隻・愛西市3隻)

11月～12月に処分予定



3. 重点的撤去区域における対策

【平成29年8月25日協議会での決定事項】

関係市(桑名市・海津市)は、新たな係留施設の計画決定について、H34年度までに放置艇ゼロの政府目標を達成するため、今年度中に計画を決定する。

河川管理者は、今年度中に移動先の計画が決定できなければ、行政代執行の開始時期を早める予定。

●桑名市の現在までの検討状況

- ・関係する漁船を既存の変形護岸へ整理集約することが困難
- ・新たな係留施設に対して市費を投入することは困難

➡ 現状においては、平成31年度に行政代執行を行う予定とする。

年度	H29	H30	H31
桑名市		行政代執行 予算要求 (国)	行政代執行(国)

●海津市の現在までの検討状況

- ・河川管理者に対して、15箇所の係留要望を申し出ており、その回答待ち。その可否によって、新たな係留場所を再度検討する。

➡ 海津市と河川管理者とで引き続き係留場所の検討を行う。

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34
海津市	計画決定	予算要求 (市)	設計 (市)	施工 (市)	移動	(残った船舶について国が行政代執行)



木曽川水路及び西川



油島

4. 放置禁止指定

- 木曾三川下流部での放置禁止指定の区域決定にあたり、全国の放置禁止指定に関する事例を調査したところ、3つの整備局で指定実績があった。全川指定と一部指定とがある。
また、放置禁止指定をしても、告発に至った事例は今のところない。

<全川指定>

- ・関東地方整備局：2事務所を除き、全川に渡って指定済み
- ・中国地方整備局：1水系のみ全川に渡って指定済み

<一部指定>

- ・近畿地方整備局：1水系のみ部分的に指定済み

- 各地方整備局の今後の指定方針の傾向
 - ・放置艇対策完了後の河川を順次指定予定
 - ・不法係留の実情に応じて指定予定
 - ※全川指定、一部指定については未定

記者発表資料

船舶の放置行為に罰則が適用されます！
～多摩川・相模川・鶴見川水系の国が管理する区間で指定～

河川法施行令改正（平成26年4月1日施行）により、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。

京浜河川事務所では、放置艇対策をより強化することを目的に、管理する3水系の全ての河川で「船舶」を指定しました。

【船舶の放置等を禁止する河川】

- 多摩川水系多摩川、浅川、大栗川
- 鶴見川水系鶴見川、矢上川、早淵川、鳥山川
- 相模川水系相模川

【罰則の概要】

- 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金
（河川法施行令第59条第2号）

【罰則適用の施行日】

- 平成26年11月10日施行（同年10月31日官報により公示）

発表記者クラブ	
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会	東京都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ
問い合わせ先	
住 所	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1
所 属	国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
副 所 長	澤田 晋 <small>さわだ すずむ</small> 田上 祐二 <small>たのうえ ゆうじ</small>
占用調整課長	山田 弘幸 <small>やまだ ひろゆき</small>
TEL	045-503-4000（代表）

船舶の放置等を禁止する河川



船舶の放置等を禁止する河川

多摩川水系

名称	区域	
	上流端	下流端
多摩川	万年橋(青梅市青梅)	海に至る
浅川	左岸 八王子市中野町3896番の1地先 右岸 同市元本郷町496番の1地先	多摩川への合流点
大栗川	大栗橋下流端(多摩市関戸)	多摩川への合流点

鶴見川水系

名称	区域	
	上流端	下流端
鶴見川	高速道路橋下流端(横浜市都筑区・港北区)	海に至る
矢上川	左岸 川崎市矢上字向951番の1地先 右岸 横浜市港北区日吉町字根搦933番の1地先	鶴見川への合流点
早淵川	高田橋(横浜市港北区)	鶴見川への合流点
烏山川	砂田取水堰(横浜市港北区)	鶴見川への合流点

相模川水系

名称	区域	
	上流端	下流端
相模川	神川橋(神奈川県高座郡・平塚市)	海に至る

河川区域内の土地に放置された船舶の例



多摩川水系多摩川



鶴見川水系鶴見川



相模川水系相模川

改正の概要

(現行規定の概要)

- 河川法第29条で「河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる」と規定されています。
- これに基づき、現在の政令(河川法施行令第16条の4第1項第2号)で「土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物」を捨てる行為を禁止し、これに違反した者は3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する」と規定されています。

(改正の概要)

- 今回、同号を改正し、規制の対象物として「船舶その他の河川管理者が指定したもの」を追加するとともに、規制の対象行為として「放置すること」を追加し、これに違反した者には従前の同号に違反した者と同様、3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととしました。

改正前と改正後の違い

(改正前)

第16条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 略



(改正後)

第16条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 略

記者発表資料

船舶の放置行為に罰則が適用されます！
～利根川水系江戸川・中川等の国が管理する区間で指定～

河川法施行令改正（平成26年4月1日施行）により、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。

江戸川河川事務所では平成26年度現在約280隻の放置船舶があり、放置船舶対策をより強化することを目的に、管理する以下の河川で「船舶」を指定します。

【船舶の放置等を禁止する河川】

- 利根川水系 江戸川 旧江戸川 利根運河
坂川 坂川放水路 三郷放水路
大場川 第二大場川 大場川放水路
中川 綾瀬川 綾瀬川放水路
※北千葉導水路についても同様の指定を行う予定です。

【罰則の概要】

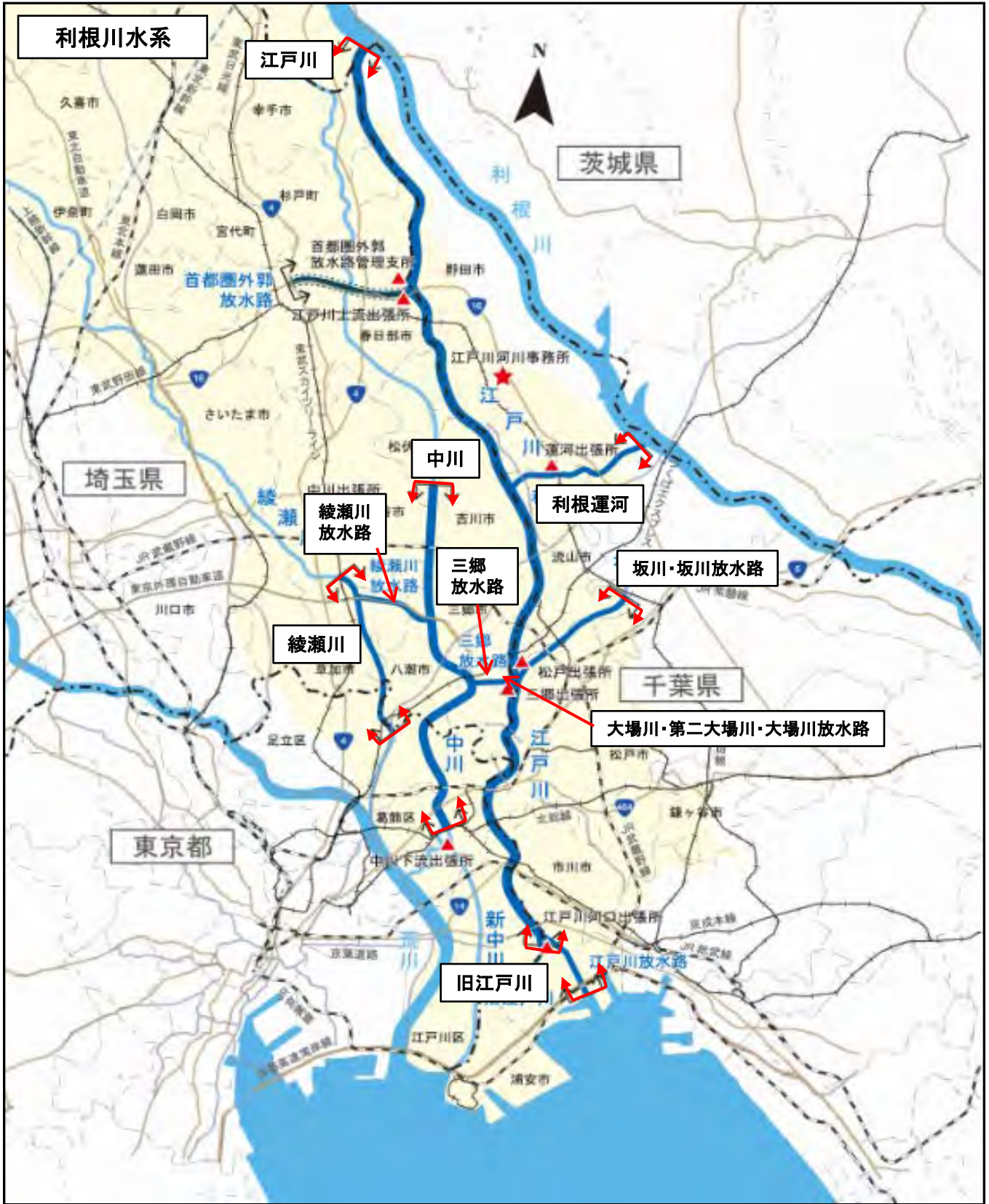
- 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金
（河川法施行令第59条第2号）

【罰則適用の施行日】

- 平成27年4月6日施行（同年3月27日官報により公示）

同時発表記者クラブ	
竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会 千葉県政記者会 埼玉県政記者クラブ 都庁記者クラブ	
問い合わせ先	
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所	
副 所 長	萩原 平次（はぎわら へいじ）
占用調整課長	高橋 浩昭（たかはし ひろあき）
電 話	04-7125-7320（占用調整課）
F A X	04-7125-0679

船舶の放置等を禁止する河川



船舶の放置等を禁止する河川

河川名称	区 域	
	上流端	下流端
利根運河	利根川からの分派点	江戸川への合流点
江戸川	利根川からの分派点	海に至る
坂川	流山市野々下字後田633番の6地先の市道橋下流端	左岸: 松戸市小金字金の下672番の2地先
		右岸: 松戸市小金字金切1169番の4地先
坂川放水路	坂川からの分派点	江戸川への合流点
旧江戸川	江戸川からの分派点	左岸: 江戸川区東篠崎町地先の標杭
		右岸: 江戸川区東篠崎町276地先
中川	左岸: 松伏町大字下赤岩内膳堀内上1672-1地先	左岸: 葛飾区高砂町3-57地先
	右岸: 松伏町大字下赤岩字掛井堀中通1876-1地先	右岸: 葛飾区青戸町4-630地先
大場川	左岸: 三郷市新和2-383地先	左岸: 三郷市新和4-167-1地先
	右岸: 三郷市新和1-514-5地先	右岸: 三郷市新和3-128-1地先
大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点
三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
第二大場川	左岸: 三郷市新和1-572地先	大場川への合流点
	右岸: 三郷市八町堀字欠井堀83地先	
綾瀬川	左岸: 越谷市大字蒲生字山王3794地先	左岸: 足立区神明町15地先
	右岸: 草加市金明町1361-3地先	右岸: 足立区内匠本町3670地先
綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点

河川区域内の土地に放置された船舶の例



利根川水系江戸川



利根川水系中川



利根川水系中川

改正の概要

(現行規定の概要)

- 河川法第29条で「河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる」と規定されています。
- これに基づき、現在の政令(河川法施行令第16条の4第1項第2号)で「土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物」を捨てる行為を禁止し、これに違反した者は3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する」と規定されています。

(改正の概要)

- 今回、同号を改正し、規制の対象物として「船舶その他の河川管理者が指定したもの」を追加するとともに、規制の対象行為として「放置すること」を追加し、これに違反した者には従前の同号に違反した者と同様、3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金を課すこととしました。

改正前と改正後の違い

(改正前)

第16条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に土石(砂を含む。以下同じ。)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 略

(改正後)

第16条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 (略)

二 河川区域内の土地(高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第16条の8第1項各号において同じ。)に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

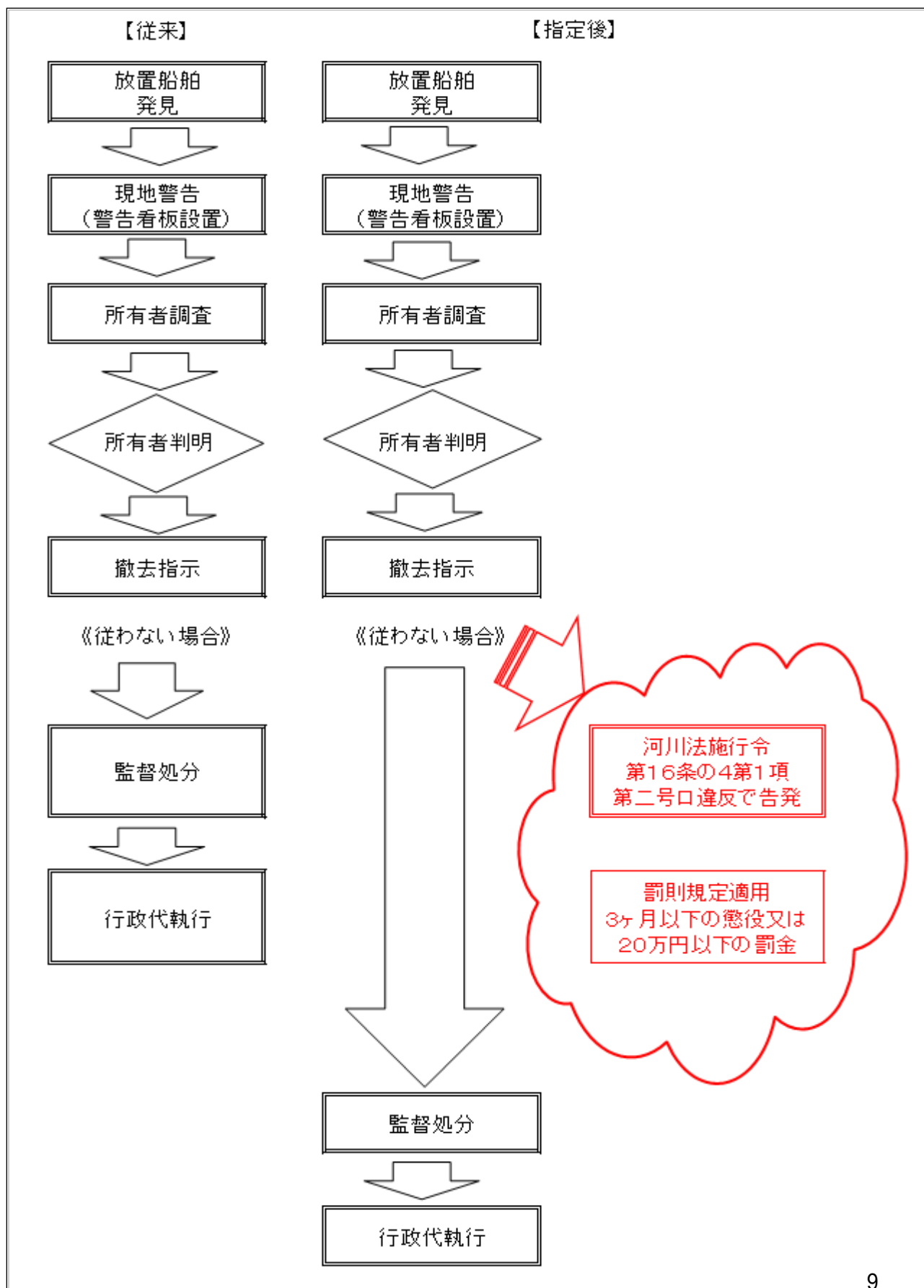
イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石(砂を含む。以下同じ。)

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 略

放置船舶への対応



お知らせ



記者発表資料
配付日 平成26年4月1日

- 同時発表先: 広島市政記者クラブ
広島県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

～太田川の放置艇対策を強化します～

「船舶」の放置等を禁止行為として指定することで罰則が適用できるようになりました。

河川法施行令の改正で、船舶その他の河川管理者が指定したものを捨て又は放置することが禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。太田川河川事務所は、太田川水系に「船舶」を指定して放置艇対策を強化します。

【罰則の概要】

- ・3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・施行令の施行日:平成26年4月1日

【太田川河川事務所が指定した河川】

- ・一級河川太田川水系太田川、天満川、旧太田川、元安川の4つの河川

【指定した物件】

- ・船舶

【罰則適用の施行日】

- ・平成26年4月11日(同年4月1日官報により公示)

今後は指定した河川区域において船舶を放置し再三の撤去指導に何ら応じない悪質な者に対しては、警察に取締要請を行っていきます。

なお、広島県とも連携しており、広島湾地域の広島県が管理する一部の河川についても平成26年4月11日から罰則規定が適用されます。

<問合せ先> 国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所



太田川シンボルマーク

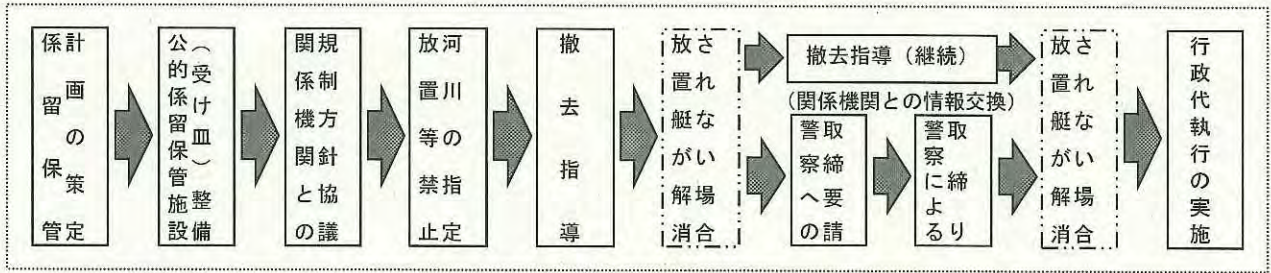
副所長(事) 女鹿田 富夫(めかだ とみお)
【担当】 占用調整課長 西村 英之(にしむら ひでゆき)
082-222-9247(直通)



太田川マスコット
ゴギちゃん

〒730-0013 広島市中区八丁堀3-20 電話:082-221-2436(代表)
ホームページURL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/>

【撤去指導の流れ】



【指定した罰則適用河川】(広島県の管理区間を含む)



太田川における不法係留船対策について

1. 不法係留船による河川管理上の問題



【背景】

バブル景気以降、マリンレジャーの普及に伴いプレジャーボートの数が急増し、河川内における無秩序な不法係留や棧橋の設置が増加して河川管理上の問題が発生していた。

【不法係留船による河川管理上の問題】

- 1) 治水上の問題
洪水、高潮により船舶が流出し、流水阻害(せき上げ)や護岸、橋梁等へ損傷を及ぼす危険性
- 2) 環境上の問題
船舶からの油流出事故による水質環境の悪化や船舶の騒音による居住環境等の悪化
- 3) 水辺景観形成上の問題
無秩序な不法係留に伴う景観の悪化や親水空間の活用に支障を及ぼすおそれ

2. 不法係留船対策（重点的撤去区域の指定）について

【対策経緯】

- 1) 昭和62年1月プレジャーボート対策連絡協議会設立
- 2) 平成10年9月「太田川水系不法係留船に対する計画」策定
- 3) 重点的撤去区域の指定による撤去指導実施



3. 不法係留船対策による河川内プレジャーボート数の推移

【対策状況】

国が管理する太田川水系におけるプレジャーボートの不法係留対策は、解消済み。H23.6

